

少額短期保険制度に係る経過措置について

平成 29 年 9 月 1 日
一般社団法人外国損害保険協会

平成 24 年改正法（保険業法の一部を改正する法律）で実施・延長された「少額短期保険業者保険金額の上限を超える保険の引き受けを可能とする経過措置」の期限が平成 30 年 3 月末に到来すること、については以下のように考える。

本件について、当協会としては「保険」という商品をお求めになる消費者、顧客、契約者の立場、利益、保護のためにはどうあるべきか、を最重要かつ最優先の視点とし考察を試みた。その結果、結論を先に言えば、同経過措置は平成 24 年改正法が時限措置として定めたとおりの扱い、即ち平成 30 年 3 月末をもって終了する、と理解するのが妥当であると考ええる。

その理由としては、以下のとおり。

(1) 制度論・立法論

平成 18 年に、それまでの「根拠法のない共済」に関し、当該契約者などの保護の観点から、保険期間が短期のものであって保険金額が少額であるものについては、保険者としての規制・監督が、保険業法が本来求めるそれと比べてより簡易化され、新たに「少額短期保険業者」として制度化されたことは周知のとおり。またこの制度改変に伴う「激変緩和措置」として、本則の定める保険金額の上限を大きく超える特例を認める時限経過措置が法制化され、平成 24 年改正法による追加延長措置をも踏まえると、平成 30 年 3 月末まで結果として通算 12 年間にわたり「経過措置期間」、「激変緩和期間」があったことになる。この期間により、契約者などの保護および制度移行の円滑化、時限措置終了後の事業の在り方論議に基づく各少額短期保険業者の個別施策の実施、等についても相応の時間が十分に確保されたと判断できるのではないかと考える。

(2) 顧客本位の視点から

一方で本件の判断基準としては、一般に保険商品をお求めになる消費者、顧客、契約者の視点・利益が最優先されると考える。その立場で言えば、本則での保険金額上限を大きく超える経過措置が長期にわたり適用され

るにつれ、現実には、少額短期保険業者が提供する保険商品と保険会社の提供する保険商品との違いや境界が総じて見えにくくなってきているのではないか。また契約者保護を目的とする数々の制度や規制、法に基づく監督体制、等についても、それぞれが異なる成り立ちや保険業法上の扱いを持っていることについて、実際のところ個々の顧客には必ずしも周知・理解されてはいないのではないか。

平成 18 年法が、保険業法による保険会社規制を簡素化した少額短期保険業者を新たに制度化したことの本来目的をここで再確認することは、真の顧客本位の在り方を考える現在において一層の意義があると思われる。

(3) 将来議論のために

他方、平成 18 年法により各種規制が簡素化された少額短期保険業者は、現行規制の枠内でその特殊性を生かした商品開発や顧客層の浸透を図ってきたとも思われ、特定の顧客のニーズを踏まえた機動的な事業展開が可能となることも理解され始めていると認識している。この事象は、将来の議論として、少額短期保険業者、保険会社を問わず、顧客目線、顧客本位で考えるときの保険者の在り方についてひとつの示唆を与えているのではないかと考える。

以上